

警察庁丁犯被発第107号
令和6年6月5日

公益社団法人
日本医療ソーシャルワーカー協会 御中

警察庁長官官房
犯罪被害者等施策推進課長
(公印省略)

地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する御協力について（依頼）

平素より犯罪被害者等施策の推進について格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）を受け、昨年9月から本年4月まで開催された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおいて、地方における犯罪被害者等支援を充実させるためには、都道府県が中核的役割を担う多機関ワンストップサービスを構築し、福祉関係機関や医療機関を含む関係機関・団体が連携して支援を提供すること、また、支援に当たって保健医療・福祉サービスに関する専門的知見・ノウハウが活用されることなどが必要であると提言されたところです。

貴協会におかれましては、本取りまとめを踏まえた地方における途切れない支援の提供体制の強化に向けた取組に御理解をいただくとともに、下記の事項についてお取り計らいくださいますよう御協力をお願ひいたします。

記

1 犯罪被害者等に関する知識・技能の習得

都道府県医療ソーシャルワーカー協会等に対し、本取りまとめを周知するとともに、構成員等に対する研修等を実施する際、警察庁から犯罪被害者等支援について説明する機会を設けるなど、医療ソーシャルワーカーの専門性に加えて、犯罪被害者等に関する知識・技能の習得に取り組むようお願ひいたします。

2 連携強化のための会議体への参画

本取りまとめにおいて、都道府県及び市区町村レベルで域内の関係機関・団体が参加する会議体を設け、出席者に応じた情報交換や仮想事例に基づくシミュレーション訓練等を行い、対応能力の向上と連携強化を図ることが望ましいとされましたので、都道府県等における同会議の開催に当たっては、都道府県医療ソーシャルワーカー協会等に対し、積極的に参加するよう働き掛けをお願いいたします。

3 支援の現場における連携

本取りまとめにおいて、都道府県に配置する犯罪被害者等支援コーディネーターや地方公共団体の総合的対応窓口の職員は、特に保健医療・福祉サービスに関する知見を有することが望ましく、社会福祉士等の専門的な資格を有する者がより望ましいとされましたので、都道府県医療ソーシャルワーカー協会等に対し、上記2の会議の場を活用するなどして支援に関わる職員への研修等を実施するほか、地方公共団体の要請に応じて専門職の配置に関して必要な協力を行うなど、支援の現場において連携を図るよう働き掛けをお願いいたします。